

目的は貴金属？訪問買取などに注意！

当センターにおける訪問買取に関する相談は、昨年度が 6 件で今年度は 6 月末で 1 件と相談件数は減少していますが、廃品回収サービスに関する相談は 6 月だけで 6 件ありました。現在、金の買取価格が上昇しているため、業者からの訪問買取に関する電話が全国的に増加しています。そこで、訪問買取や廃品回収サービスに関するトラブルを避けるため注意点をお伝えします。

【事例：訪問買取】士別市 50 歳代 女性

市内に住んでいる母親宅に訪問買取業者が頻繁に来る。先日、たまたま遊びに行った際、男性販売員が家内にいた。業者は、母親から衣類を買い取ってほしい連絡があり訪問したと主張したが、母親が自ら電話をかけるはずがない。そして、大量の衣類を出したが、「衣類だけでは赤字になり買い取れない。貴金属はないか」と要求してきた。関西方面の業者で口調が威圧的に感じた。母は自分が注意しても聞く耳を持たないため、被害防止策が知りたく相談した。



【事例：廃品回収】士別市 70 歳代 女性

本日、「ご不要な電気製品や貴金属等々全部無料で回収いたします」と書かれたチラシがポストに投函された。3 日後市内を巡回するようだ。チラシには約 60 品が無料回収品目として書かれており、壊れていても OK とある。使わなくなった自転車を出したい。しかし、何か怪しい感じもするので業者の信用性を知りたい。チラシには個人名と連絡先として携帯電話番号が記載されている。

■訪問買取、廃品回収サービスの注意点！

- 事業者が突然訪問して勧誘することは不招請勧誘にあたり、禁止されています。
- 訪問買取は、特定商取引法においてクーリング・オフ制度の記載がある契約書を交付する義務があります。
- 一般家庭からの廃棄物を回収するには自治体の「一般廃棄物収集運搬許可」が必要で、また、中古品を回収するには都道府県の公安委員会に古物営業の登録をし、許可証を持参する義務があります。
- 無料で回収されたものを不法投棄される可能性もあることから慎重に対応しましょう。
- 「訪問販売お断りステッカー」を玄関入り口に貼ることにより、「契約を締結しない」「依頼又は承諾をしていない」意思表示をしたことになり、このステッカーを無視して訪問することは、北海道消費生活条例の「不当な取引行為」に該当し、禁止された行為です。必要がなければきっぱり断りましょう。



トラブルを生じた場合は士別地区広域消費生活センターにご相談ください。



消費生活相談専用ダイヤル (0165) 23-3820

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝日・年末年始を除く）

- 事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

